

# 清流

令和4年8月1日発行

令和 4 年度



左岸幹線用水路  
【下古賀地先】

## 目次

◆ 理事長あいさつ		◆ 上安曇地域ほ場整備について①	……6
令和4年度連絡調整員の紹介	……2	◆ 上安曇地域ほ場整備について②	……7
◆ 第72回通常総代会を開催	……3	◆ こんなときは届出が必要です	
◆ 令和3年度完了事業		組合員資格得喪通知書、	
かんがい事業補助金について		口座振替、農地転用、決済金について	……8
県営かんがい排水事業等の概要	……4	◆ 転作による減額と還付について	
◆ 令和4年度実施予定事業	……5	納入時期の変更について	……9
◆ 新規事業採択にかかる同意書徴集について	……6	◆ 改良区からのお知らせ	……10

## ごあいさつ

盛夏の候、組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より当土地改良区の運営並びに業務の推進に格別なるご理解とご協力・ご支援を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

一昨年より新型コロナウイルスにより日々の生活が一変し、いまだ終息の兆しが見えない状況です。3回目の予防接種も進められていますが、自らが感染対策を意識することが肝要であると考えます。

また、2月末より、ロシアがウクライナに侵攻するという痛ましい状況が連日報道されており、心が痛む昨今ではないでしょうか。

今日の農業・農村を取り巻く環境は、農家の減少や高齢化、担い手不足に加えて、農業水利施設の老朽化により、食料生産機能や多面的機能が低下し、さらには頻発する豪雨や地震に対する防災上の対策も懸念される状況であります。食糧自給率が非常に低い我が国は今こそ農業の現状を理解し、将来に向けた農業の維持発展の指標により明るい展望が見いだせるよう国の農業施策に期待するものです。

さて、当改良区の通常総代会は3月19日（土）に開催しましたが、昨年同様新型コロナウイルス感染防止の観点から書面議決による開催とさせていただきます。

当改良区は設立されて以来72年目を迎え、老朽化が進んでいる施設等は改修による維持が求められている中で、収入予算に見合った事業計画を樹立していきたいと考えますので、組合員の皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

そこで、当改良区事業計画ですが、右岸幹線水路は既に改修が完了し、左岸幹線水路は2期工事として安曇川町下古賀の用水路改修を実施しており、令和5年度

に完了する予定です。引き続き左岸幹線水路の3・4期工事として新旭町地先の調査設計に着手する計画で進めています。

更に、奥山ダム耐震工事・合同井堰隧道工事の調査設計は昨年度から引き続き実施しており、令和5年度に事業認可申請を行う予定です。

これらは時間を要する大変大きな事業となります。受益者はもちろん、地域の方々のご協力が不可欠でありますので、よろしくご厚意申し上げます。

また、高島市において推進されている「上安曇地域農地整備事業」は、昨年度に調査設計業務が完了し、今年度には事業認可申請が行われ、令和5年度より事業着手の予定であります。

当改良区は、本事業に係る地元負担金を公庫から借入するもので、去る4月8日、高島市長立会いの下、実行委員会と安曇川沿岸土地改良区の間で協定書を締結いたしました。詳細については6・7頁記載のとおりですが、来年3月開催予定の通常総代会に議案を提出し、皆様にご理解をお願いしたいと考えております。

最後に、農業が厳しい状況に置かれている昨今、多面的機能を果たす農地を次世代までつなげていくことが改良区の責務と考えておりますので、組合員の皆様には、より一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様のご多幸をご祈念申し上げ挨拶とさせていただきます。

安曇川沿岸土地改良区 理事長 中川幸雄

## 令和4年度 連絡調整員の紹介(敬称略)

各集落の連絡調整員様より、改良区の広報紙など配布物の送付・連絡事項の通知をさせていただいております。連絡調整員の皆様には、一年間いろいろとお世話になりますが、ご協力の程よろしくお願い致します。

下古賀	佐野 昇	沖田	奥谷 義則	青柳	柴田 敬三	五十川	神田 喜彦
上古賀	島本 武夫	北出	石島 一明	新庄	金城 学生	米井	中西 興志治
長尾	平井 亨	三尾里	八田 忠徳	川原市	岡田 敏彦	辻沢	足立 功
中野	清水 秀雅	西万木	村田 秀俊	井ノ口	谷 一樹	今市	栗原 勝彦
南古賀	中村 耕一	五番領	嶋 正人	安養寺	栗原 隆二	平井	栗原 真佐之
南市	熊谷 智広	馬場	伊藤 嘉明	北畑	多胡 吉弘	田井	饗庭 庄威
下ノ城	横井 隆	三重生	多胡 重孝	藁園	一井 直樹	森	石塚 康雄
仁和寺	村山 雅和	庄堺	保井 伸夫	太田	清水 均	堀川	遠藤 政和
三田	早藤 良昭	上寺	小川 長雄	深溝	上原 貴四男	山形	坂尾 真
佐賀	高木 利治	十八川	枝主 市	針江	森田 幸則	霜降	山川 隆茂

送水量などのご要望は、各集落の連絡調整員様を通じてご連絡をお願いします。



## 第72回 通常総代会を開催

令和4年3月19日開催の通常総代会において議案審議の結果、下記の12議案が原案どおり全て可決承認されました。  
なお、今回も新型コロナウイルス感染症予防のため、書面議決による開催とさせていただきます。

### 【総代会提出議案】

- 第1号議案 令和2年度 事業報告・一般会計及び各特別会計決算並びに財産目録の承認について
- 第2号議案 令和3年度 一般会計補正予算(第1号)
- 第3号議案 令和3年度 一般会計補正予算(第2号)
- 第4号議案 令和3年度 一般会計補正予算(第3号)及び繰越明許費について
- 第5号議案 令和4年度 事業計画について
- 第6号議案 令和4年度 決算金算定基準の変更について
- 第7号議案 令和4年度 役員報酬について
- 第8号議案 令和4年度 組合費の賦課徴収方法について
- 第9号議案 令和4年度 歳計現金の預入先について
- 第10号議案 令和4年度 一時借入金について
- 第11号議案 令和4年度 長期借入金について
- 第12号議案 令和4年度 一般会計予算について



### 令和2年度 一般会計収支決算の報告

単式

令和4年3月19日(土)  
第72回通常総代会が開催され、可決されました。

収 入	決 算 額	支 出	決 算 額
1 組合費	48,659,380 円	1 事務所費	19,441,567 円
2 借入金	1,950,000 円	2 維持管理事業費	102,345,381 円
3 補助金	86,183,000 円	3 償還金	41,256,566 円
4 受託金	125,000 円	4 負担金	9,233,530 円
5 交付金	2,400,000 円	5 財産費	172,822,929 円
6 雑収入	1,440,202 円	6 諸費	5,747,397 円
7 財産収入	0 円	7 予備費	0 円
8 繰入金	209,253,248 円		
9 繰越金	4,934,392 円		
合 計	354,945,222 円	合 計	350,847,370 円

【差引額】 4,097,852 円 を令和3年度へ繰越しました。

### 複式簿記への移行について

これまで土地改良区の会計は、単式簿記により処理しておりましたが、土地改良法の改正に伴い、令和4年度までに複式簿記への移行を義務付けられました。

当改良区では令和3年度よりシステムを導入し複式簿記での会計処理を行っています。

### 令和4年度 一般会計収支予算の報告

複式

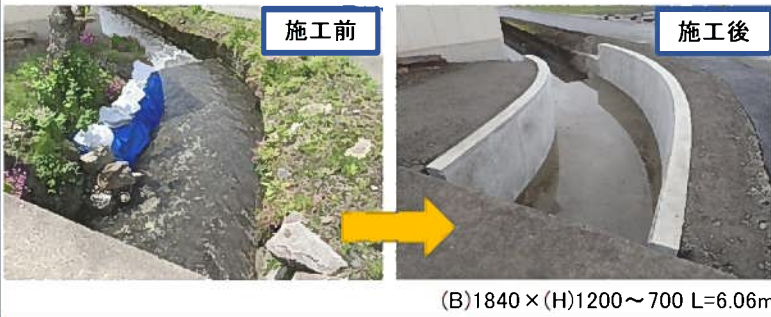
令和4年3月19日(土)  
第72回通常総代会が開催され、可決されました。

収 入	予 算 額	支 出	予 算 額
1 土地改良事業収入	52,636,000 円	1 土地改良事業費支出	40,317,000 円
2 附帯事業収入	580,000 円	2 一般管理費支出	36,560,000 円
3 基本財産運用収入	22,000 円	3 土地改良事業負担金支出	2,552,000 円
4 特定資産運用収入	110,000 円	4 借入金返済支出	1,877,000 円
5 補助金等収入	10,102,000 円	5 支払利息	322,000 円
6 交付金収入	14,320,000 円	6 固定資産取得支出	7,000 円
7 寄付金収入	1,000 円	7 特定資産積立支出	3,623,000 円
8 雑収入	741,000 円	8 雑支出	82,000 円
9 借入金収入	2,550,000 円	9 予備費	1,000,000 円
10 特定資産取崩収入	3,154,000 円		
11 固定資産売却収入	5,000 円		
12 前年度繰越金	2,119,000 円		
合 計	86,340,000 円	合 計	86,340,000 円

## 令和3年度 完了事業

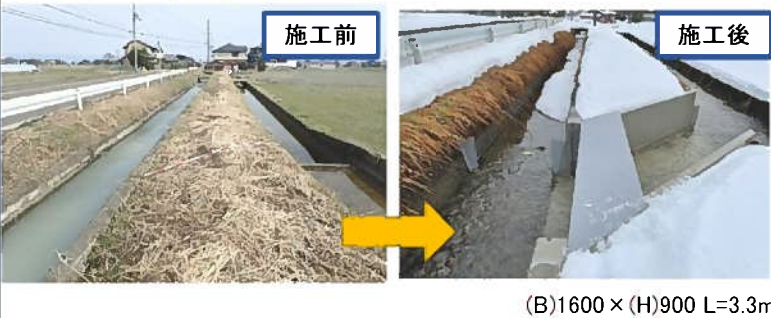
### ◆小規模土地改良事業

#### 北畑幹線用水路改修工事



(B)1840 × (H)1200~700 L=6.06m

#### 北畑幹線用水路補給水路工事



(B)1600 × (H)900 L=3.3m

### ◆ミニ土地改良施設維持管理適正化事業

#### 中野転落防止柵設置工事 III工区



転落防止柵設置 L=58.4m

## かんがい事業の補助金について

安曇川沿岸土地改良区では、地区内の受益者が加入している集落自治会・集落農事(農業)組合・農事改良組合を対象に用水路の整備補修等に係る事業費に対して補助金を交付しております。

ただし、多面的機能支払交付金を受けている事業は対象外となります。

※ 補助金交付には集落から要望書の提出が必要となりますので、詳細は改良区までお問合せください。

### 【 要望書提出期日 】

令和5年度実施予定の場合  
令和4年12月末日まで

対象者	安曇川沿岸土地改良区の地区内受益者が加入している団体 《集落自治会・集落農事(農業)組合・農事改良組合》
対象事業	上記対象者が施工した1事業の事業費が20万円以上の事業

	対 象 経 費	補 助 率	限 度 額
①	用排水路の整備補修に係る事業費 (地元100%負担)	対象事業費の 30%以内	40万円以内
②	用排水路の整備補修に係る事業費 (県又は市の補助を受ける)	県または市補助事業 残の30%以内	30万円以内
③	県営幹線用水路沿いの 防草シート敷設に係る事業費	対象事業費の 50%以内	20万円以内

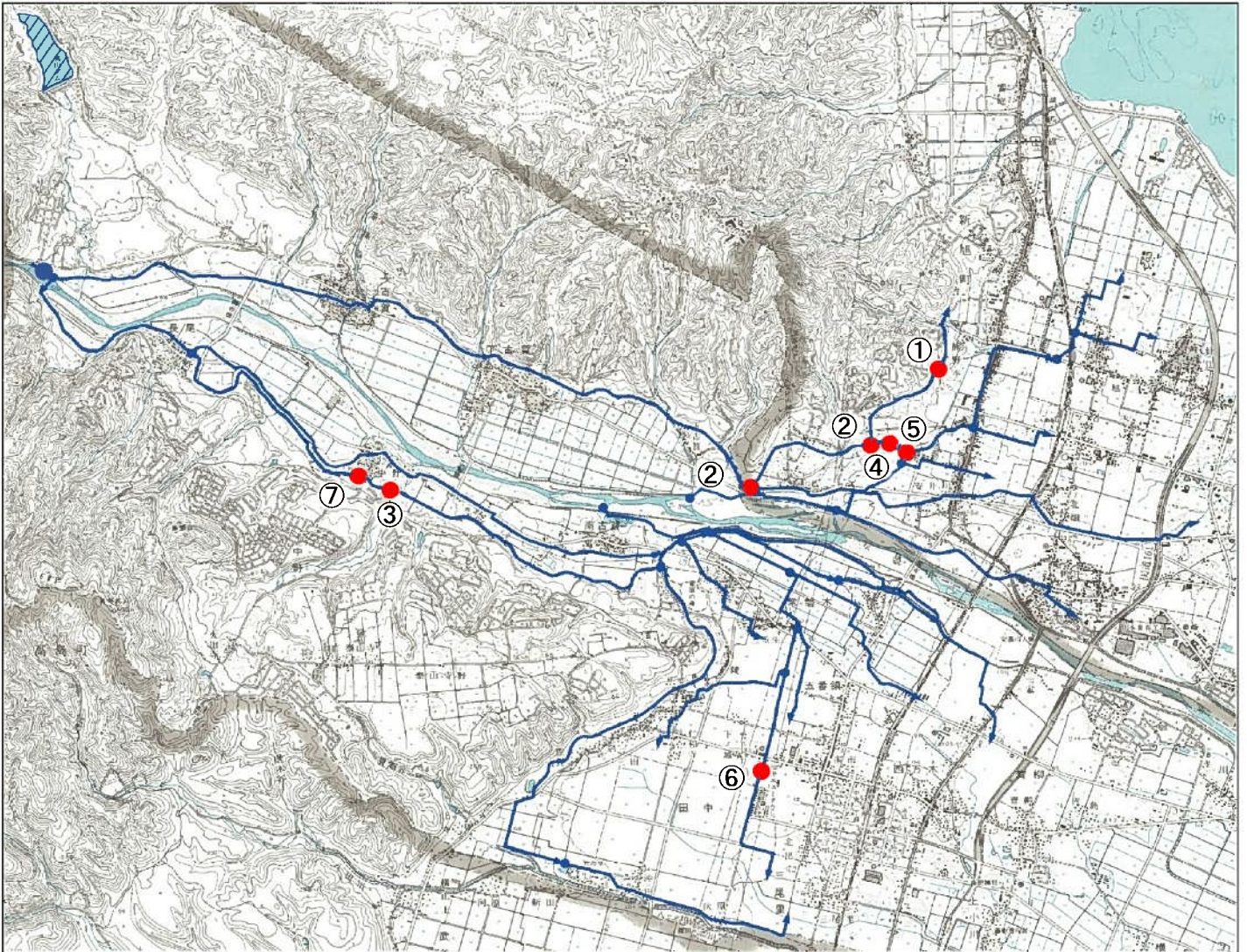
※ 補助金は予算の範囲内で補助対象者に対し補助するものとします。

## 令和4年度 県営かんがい排水事業等の概要

	事業内容	事業年度	施工場所	全体事業費	本年度事業費	改良区負担金	本年度施工内容
基幹水利施設整備型 安曇川左岸2期地区	県営左岸幹線 用水路改修	平成26年度 ~ 令和5年度	安曇川町 上古賀・下古賀 地先	667,000,000 (円)	34,000,000 (円)	2,550,000 (円)	用水路工 L=390m 用地補償・測量試験
県営農地防災事業 (障害防止対策事業) 奥山ダム地区	ダム遠隔監視 制御装置更新	平成30年度 ~ 令和4年度	安曇川町 上古賀・下古賀 地先	350,000,000 (円)	63,630,000 (円)	- (円)	機器更新
県営農業用河川 工作物応急対策事業 (安曇川地区)	床止工護岸・護 床ブロック改修	令和4年度 ~ 令和8年度	安曇川町 長尾地先	1,323,000,000 (円)	50,000,000 (円)	- (円)	実施設計



令和4年度 実施予定事業



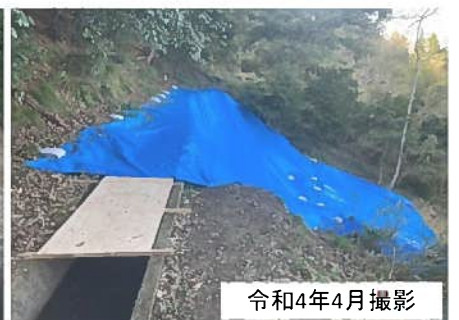
①	左岸幹線水路法面復旧工事	水路法面復旧 L=30m	小規模土地改良事業
②	左岸水路改修事業計画資料作成業務	資料作成業務一式	農業水利施設保全合理化事業
③	中野転落防止柵設置工事	転落防止柵 ネットフェンス (H)1200 L=365.5m	安全対策施設事業
④	左岸4号連絡水路改修工事	フリーム水路 (B)800×(H)600 L=69m	土地改良施設維持管理適正化事業
⑤	平井取水ゲート改修工事	ラック式スライドゲート (B)950×(H)650 1基	土地改良施設維持管理適正化事業
⑥	田中井幹線水路補修工事	L型水路補修 (B)1070×(H)600 L=25m	土地改良施設維持管理適正化事業
⑦	中野転落防止柵設置工事 IV工区	転落防止柵 横3段ビーム型 (H)800 L=39m	ミニ土地改良施設維持管理適正化事業

① 左岸幹線水路法面復旧工事について

令和4年3月に、新旭球場裏の幹線水路の法面が崩壊しているのが発見され、現在は応急対応としてブルーシートを敷設しております。



令和4年3月撮影



令和4年4月撮影



## 新規事業採択にかかる同意書の徴集について(お願い)

事業名	県営かんがい排水事業
地区	安曇川合同井堰下流隧道工 安曇川町上古賀地先
事業内容	合同井堰下流の隧道内において、経年劣化によりひび割れや漏水が発生していることから、補修工事を実施する。
事業年度	令和5年～
概算事業費	54.5億円



上記の事業採択を受けるため、組合員様の同意が必要となります。

当区は農業用水以外にも、地域用水や防火用水などに利用されており、大変重要な役割を担っています。今後も安定的な送水を行うため、事業に対するご同意をよろしくお願い致します。

なお、この事業採択にあたり、追加で賦課金を徴収することはありません。

### ◆同意書徴集の時期

#### ■時期：令和4年12月頃

各集落連絡調整員様を通じて同意書をお渡します。

事業の趣旨をご理解いただきましたら、同意書に署名・捺印をいただき、連絡調整員様まで提出をお願いします。

**組合員皆様方のご理解とご協力を、どうぞよろしくお願い致します。**

(ずいどう)  
隧道  
について



隧道内部



安曇川から合同井堰で取水した水は、隧道を通り幹線用水路に送水されます。水路の始点となる施設で、大変重要な役割を担っています。

## 上安曇地域ほ場整備について ①

### ○背景

この上安曇地域は、はるか昔に条理性がひかれ、長方形の田が多いものの、水はけの悪い田が多いことから、農作業にたいへん苦慮されている地域があります。

このため、この農地を次世代に引き継げる農地にしたいという地元農業者の熱い思いが結集し、上安曇地域農地整備合同実行委員会が結成されました。

そして、実行委員会より当土地改良区へ、この農地整備事業に係る地元負担金等について要望がなされ、幾多の協議を重ねた末、理事会の承認を得て協定書の締結に至りました。

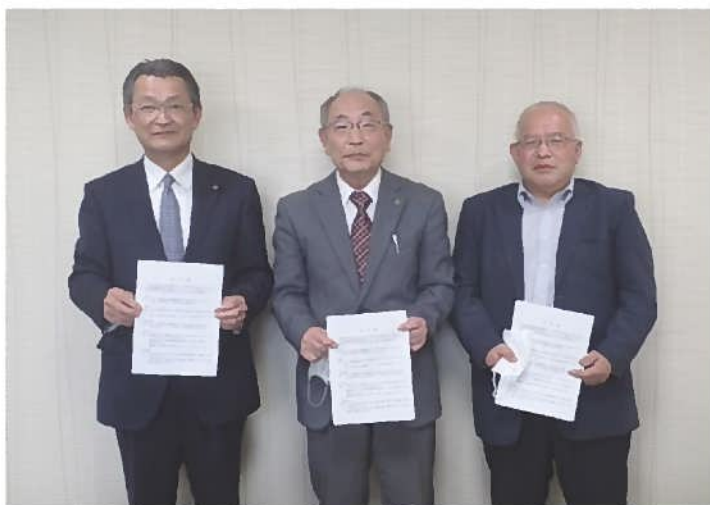


## 上安曇地域ほ場整備について ②

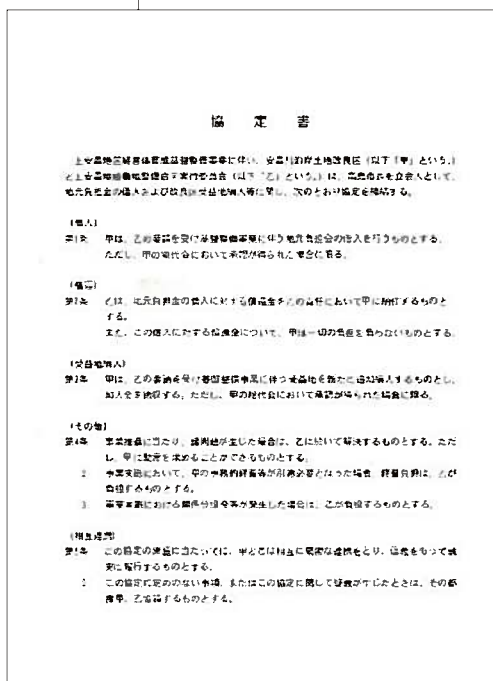
### ○事業概要

事業主体	滋賀県
事業地域	安曇川町 田中・三尾里・三重生 高島市 鴨(北鴨) 地先
面積	約 186 ha
事業開始予定年度	令和 5 年度～

### ○協定書締結



【左】高島市長 福井正明 氏  
 【右】上安曇地域農地整備合同実行委員会 実行委員長 日置克己 氏  
 【中央】安曇川沿岸土地改良区 理事長 中川幸雄



令和4年4月8日、高島市長立会いのもと上安曇地域農地整備合同実行委員会と改良区の間には協定書を締結いたしました。この協定は、上安曇地域農地整備事業における地元負担金を改良区が借入するもので、詳細は下記のとおりです。

【協定内容】	
第1条	実行委員会の要請を受け、この基盤整備事業に伴う地元負担金は、改良区が借入する。 ただし、総代会において承認が得られた場合に限る。
第2条	地元負担金の借入に対する償還金は、実行委員会の責任において改良区に納付する。 この借入に対する償還金について、改良区は一切の責任を負わない。
第3条	実行委員会の要請を受け、改良区はこの事業に伴う受益地を新たに追加編入することとし、加入金を徴収する。 ただし、総代会において承認が得られた場合に限る。 ※高島市鴨（約20反）を追加編入する計画です。
第4条	事業推進に当たり諸問題が生じた場合は、実行委員会に於いて解決するものとし、改良区に助言を求めることができる。 2.事業実施において、改良区の事務的経費等が別途必要になった場合は、実行委員会が負担する。 3.事業実施における関係分担金が発生した場合は、実行委員会が負担する。
第5条	この協定の実施に当たっては、改良区と実行委員会は相互に緊密な連携をとり、信義をもって誠実に履行する。 2.この協定に定めのない事項、またはこの協定に疑義が生じたときは、その都度協議する。



## こんなときは届出が必要です

### ● 組合員の資格等に変更があった場合

- ・ 耕作者の変更
- ・ 農地の移動(売買・賃貸借・交換等)
- ・ 農業者年金等による経営移譲
- ・ 生前贈与または組合員死亡による名義変更
- ・ 住所変更



### 組合員資格得喪通知書

の提出が必要です

用紙は、改良区事務所またはホームページからダウンロードできます。

- ※ 賦課基準日は、4月1日です。基準日以降に提出されますと、翌年度の変更となります。
- ※ 農業共済や農業委員会への届出だけでは、土地改良区の組合員の変更はできません。
- ※ 用紙の提出がない限り、組合員の変更ができません。
- ※ 前年度と同じ方に賦課金がかかりますので、変更がある場合は忘れずに用紙の提出をお願いします。

### ● 農地中間管理機構を経由する場合

組合員資格得喪通知書の提出がなくても、中間管理機構からの報告により、受け手の方に耕作権が移転されます。

なお、機構との契約中は、他の方への移動は受付できません。

つきましては、機構を通して耕作を予定されている方は、賦課金のことも考慮したうえで契約していただきますようお願い致します。

### ● 耕作権移転や売買を行うときの注意

土地改良法第42条第1項の規定により、滞納賦課金がある場合、新資格者に承継されます。

改良区の賦課金は、**4月1日**に1年間の金額が確定します。

耕作権の移動、名義変更、  
売買や農地転用(地区除外)など

書類の提出は、

**3月末日までに！**

- ※ 4月1日以降に提出があった場合、当年度には変更することができません。変更されるのは翌年度となりますので、ご注意ください。

《 余裕をもった書類提出にご協力ください 》

### ● 振替口座を変更・口座振替を新規契約したい場合

口座振替をしていただくと、指定日に引落されるので、納付の手間を省略できます。また、口座振替にかかる手数料は改良区で負担しておりますので、納付者様の負担が軽減されます。

専用の用紙がございますので、ご希望の方は改良区までお問合せください。

#### 【口座振替ができる金融機関】

JALレーク滋賀、関西みらい銀行、滋賀銀行、滋賀県信用組合  
ゆうちょ銀行

### ● 農地を転用(地区除外)したい場合

- ・ 田を住宅等へ転用
- ・ 公共事業用地(道路等)による転用(寄付含む)



### 農地転用等の通知および意見書交付願

の提出が必要です

用紙は、改良区事務所またはホームページからダウンロードできます。

令和4年度  
決済金単価

1㎡あたり **132** 円

農地転用(地区除外)の際は、面積に応じて  
**決済金の納付が必要です。**

- ※ 公共用地買収(寄付の場合も含む)の場合でも決済金の納付が必要です。
- ※ 地区から除外されるのは翌年度からとなります。
- ※ 当年度の賦課金は一年分納付していただく必要があります。
- ※ 青地農地の転用を検討されている場合は、事前に改良区へお問合せください。



● 転作による減額と還付について

毎年、農業共済の細目書データを提供していただき、転作がある場合は事業賦課金を半額にさせていただきます。

細目書のデータを基にしておりますので、細目書を出されていない場合や、改良区に直接申出があっても対応できません。

また、申請内容によっては減額の対象にならない場合があります。

○	減額になる例	○
	保全管理(全部)(部分) 小豆、大豆、大根などの作物名 自家用野菜 景観レンゲ、景観コスモス 農業用施設用地	など

◆ 春頃 細目書の取りまとめ (各集落にて)

※ 細目書は集落で取りまとめられていますので、変更がある場合は、各集落の農事さんにお伝えください。

※ 遠方にお住まいの方は、農業共済から直接細目書を送付していただくよう手配することも可能ですので、改良区までご相談ください。

×	減額にならない例	×
	主食用米、加工用米 WCS用米、飼料用米 新規需要米(輸入用) 青刈(助成金対象外) 多収性専用品種(飼料用米) 飼料作物(耕畜連携 資源循環対象) 調整水田(全部)(部分) 養魚池、養魚水田	など

◆ 秋頃 転作の確認 (改良区にて)

農業共済の細目書データを基に、転作(減額)の集計をします。

◆ 11月頃 減額 または 還付

後期(11月)に賦課金納付がある場合 … 11月の納付額を減額

後期(11月)に賦課金納付がない場合 … 減額分を還付

(前期に送付している納入通知書の「後期」が0円の場合、11月までに賦課金を全納している場合)

4月に送付している納入通知書には減額前の金額が記載されています。

転作がない場合は、金額に変わりありません。

● 納入時期の変更について (令和5年度から変更) 【前期一括納付の方が対象となります】

前期一括納付の方で転作があった場合、減額分を振込にて還付しておりましたが、令和5年度より前期一括納付の方を対象に、還付業務の軽減、振込手数料負担軽減を図るため、納入時期の変更をさせていただきます。

変更後は、前期一括納付から後期一括納付になり、還付がなくなります。

組合員の皆様にはご理解とご協力いただきますよう、よろしくお願い致します。

令和5年度より、下記のとおり変更させていただきます。

◆ 4月時点の年賦課額(前期・後期合計)が 1万円以下 の方 → 後期(11月)一括に変更

① 前期(4月)	賦課金の請求はありません。(通知書のみ送付します)
② 後期(11月)	後期一括で賦課金の請求をします。転作がある場合、減額された金額となります。

◆ 4月時点の年賦課額(前期・後期合計)が 1万円以上 の方 → これまでと変更ありません。

① 前期(4月)	前期賦課金の請求をします。
② 後期(11月)	後期賦課金の請求をします。転作がある場合、減額された金額となります。

※ 還付業務軽減のために納入時期の変更をするもので、転作による事業賦課金半額は今後も継続されます。

ご不明な点がございましたら、改良区までお問合せください。



## 改良区からのお知らせ

## ● 令和4年度賦課金について

納入期日	前期	令和4年4月30日
	後期	令和4年11月30日

- ◇ 賦課金は、4月1日を基準に組合員に賦課されます。
- ◇ 期日を過ぎても納入の確認ができない場合、督促状を発送します。
- ◇ 令和4年度 経常賦課金 10aあたり 2,400円（前年比 100円増）  
高島市からの補助金削減に伴い、昨年度から賦課金額の改定をしております。（令和5年度まで）

**納入期日までの納付にご協力をお願いします**

改良区では、納付の手間が省ける口座振替をおすすめしております

**水路には絶対近づかないでください**



改良区の管理する水路には危険な箇所がありますので、付近を通行する際は十分注意してください。特に、台風や豪雨で増水した水路には絶対に近づかないでください。

## ● 幹線用水路 水路清掃について

今後の予定	春期	令和5年3月19日
	夏期	令和5年7月16日

水路清掃は 毎年7月と3月の第3日曜日に実施します。

◆◆◆◆ お 願 い ◆◆◆◆

水路清掃の前日から水路の水を止めますので  
鯉の水などは各ご家庭で対応をお願いします

## ● 水管理について

- ◆ 公平な配水を実施するため 用水のかけ流しはやめましょう！  
かけ流しは、用水不足を招く原因となりますので、水門・田んぼの用水・排水の適切な管理をお願い致します。
- ◆ ゴミや雪などを水路に落とさないでください！  
水路が詰まる原因となり、下流に水が行かなくなって迷惑がかかります。  
また、水路があふれる原因にもなりますので、刈った草やゴミ、雪などは水路に捨てず各自で適切に処理してください。
- ◆ 豪雨時の堰板の管理について  
豪雨時には水路の水があふれる原因になりますので、各自で設置されている堰板は各々適切な管理をお願いします。

すべてのほ場に水が行き渡るよう、適切な水管理にご協力をお願いします。



【発行所】 安曇川沿岸土地改良区  
 【発行人】 理事長 中川幸雄  
 【住所】 520-1202  
 滋賀県高島市安曇川町  
 下古賀1543番地1  
 【電話】 0740-33-0009  
 【FAX】 0740-33-0093  
 【Eメール】 mail@adogawaengan.com  
 【ホームページ】 https://www.adogawaengan.com



改良区からのお知らせ配信中

下記のQRコードを読み取り、登録をお願いします。

LINE友だち追加



メール配信登録

